



健康

問 住民福祉課
福祉係 ☎ 62-2911 (直通)

令和2年度 インフルエンザ予防接種の 助成について

無料

今年度のインフルエンザ予防接種については、全額を助成します。
なお、入院等の理由により町外の医療機関で接種される場合は、高森町発行の問診票が必要となる場合があります。また、料金の支払い方法も異なりますので、必ず事前に住民福祉課にお問い合わせいただきますよう、お知らせします。

対象者 高森町に住所を有する3歳以上の方

料金 自己負担金 無料(本年度に限る)

※下記医療機関で接種される方は、窓口での支払いはありません。
※下記以外の医療機関で接種される方は、一度全額自己負担していただき、その後高森町役場住民福祉課での手続き後に支払いします。
その場合の手続きは、令和3年3月31日(水)が締め切りとなります。

助成期間 令和2年10月1日(木)～令和2年12月31日(木)

接種方法 事前に予約されて受診ください。

医療機関名	住所	電話番号
馬原内科医院	大字高森1678番地	0967-62-0646
南郷谷リハビリテーションクリニック	大字高森2186番地1	0967-62-3351
平田医院	大字高森1613番地6	0967-62-0216
渡邊総合内科クリニック ※小学生以上の方が対象です	大字高森2022番地3	0967-65-2201
寺崎内科胃腸科クリニック	南阿蘇村大字白川2110-1	0967-62-0378
山口医院	山都町大字菅尾498	0967-83-0506

令和2年度 成人肺炎球菌予防接種の 助成について

5歳刻みを撤廃

対象者 今年度末65歳以上になられる(昭和31年4月1日生まれまで)方で、過去に1度も成人肺炎球菌ワクチンを接種したことが無い方

料金 自己負担金 2,000円
(接種料金 8,200円 - 助成金 6,200円)

接種回数 1回

助成期間 令和2年10月1日(木)～令和3年3月31日(水)まで

接種方法および手順

- ①接種履歴をご確認ください
 - ②医療機関に予約をする(ワクチン確保に数日かかりますのでご注意ください)
 - ③高森町役場住民福祉課で受付をする(予約後に問診票を発行します)
 - ④予約をした医療機関で予防接種を受ける
- ※町発行の問診票がない場合、接種できませんのでご注意ください。

町内接種医療機関

医療機関名	電話番号
馬原内科医院	0967-62-0646
南郷谷リハビリテーションクリニック	0967-62-3351
平田医院	0967-62-0216
渡邊総合内科クリニック	0967-65-2201

※町外での接種も可能ですが、医療機関によって予防接種助成方法が変わります。

その他

- コロナ禍において、冬場の発熱患者の増大は院内感染リスクが高まり、医療現場の混乱を招く恐れがあります。ワクチンで発症予防及び重症化予防ができる病気ですので、今年度に限り助成範囲を拡大しております。節目の年で受けることが出来なかった方はこの機会をご活用ください。
注：節目の年以外の方は任意接種扱いとなり、万が一副作用による健康被害が生じた場合、適応される制度が異なります。
- 過去に1度でも成人肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、助成の対象とはなりません。まずは接種済証やかかりつけ医へ確認し、必ず接種履歴をご確認ください。
- 転入等他市町村で受けた場合など接種履歴を控えますので住民福祉課(☎62-2911)までご連絡ください。



子育て支援センター活動だより

問 子育て支援センター ☎ 62-3311



子育て

☆おはなし会

8月7日(金)

初めて参加の子どもたちも大型絵本「おべんとうバス」を楽しそうに見ていました。

〈参加者の声〉

- 初めて参加しましたが、瞬きするのを忘れるくらい目を見開いて、見入っている姿にびっくりでした。絵本に興味があるのだと気づかせてもらえたので、家でも読んでみようと思います。
- 絵本が大好きなので読み聞かせを座ってじっと聞いてくれました。参加型の絵本で、とても楽しんでいました。同じくらいの月齢の子どもたちもいたので、喜んで参加していました。



多重債務・過払い金等一度清算するため相談されてはいかがですか

多重債務の方・過払い金があるかもしれない方、悩みがあれば、一度消費生活相談室へご相談ください。

秘密は守ります。話をされることで、悩みが少なくなるかも？

消費者へのアドバイス

- 一度家計の収支をしてみましょう。収入・支出を出し返済計画を出します。
- 相談に来られるときは、まず電話をしてください。



問 消費者生活相談室
☎ 62-1111 (内線167)

年金生活者支援給付金について



年金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

65歳以上の老齢基礎年金の受給者のうち同一世帯の全員が市町村民税非課税で前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円以下である方、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けている方で前年所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円」以下である方が対象となります。該当者には請求手続きの案内が届きます。同封のはがきに必要な事項をご記入の上、ご提出ください。

【請求手続きの流れ】

- ①同封のはがきを切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入
- ②目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函
- ③受給している年金と同時に、年金生活者支援給付金を支給(年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします) 不明な点がございましたら下記までお問い合わせください



問 熊本東年金事務所 ☎ 096-367-2503